

旧教育課程履修者に対する経過措置について

本学入学志願者のうち、旧教育課程履修者（高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）に令和4年4月に入学し、令和7年3月に卒業見込みの者以外の者）に対する経過措置は、次のとおりとします。

(1) 大学入学共通テストにおける経過措置

大学入試センターから具体的な経過措置が公開された後に公表する。

(2) 個別学力検査における経過措置

各教科・科目とも、旧教育課程履修者を考慮するものの、特別な経過措置はとらない。

※ 「旧教育課程」とは、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいう。